

令和6年度福島県立本宮高等学校 前期選抜募集要項

福島県本宮市高木字井戸上45
〒969-1101 電話 0243-33-2120
<https://motomiya-h.fcs.ed.jp/>

1 実施学科及び募集定員

(1) 特色選抜

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	定員40名の50%程度
全日制	情報会計科	定員40名の50%程度

(2) 一般選抜

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	定員40名から特色選抜の合格者数を除いた数
全日制	情報会計科	定員40名から特色選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、又は出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認めるものとする。その場合には学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願資格

次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」（別紙1参照）を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜と一般選抜の出願は、それぞれ1学科に限るものとする。

6 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円（郵便・速達・簡易書留料）の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、入学検定料として、**2,200円**の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
併せて、中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定様式）を貼付する。
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は**令和6年2月15日（木）から2月16日（金）まで**とする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校公式サイトに掲載されているもの）
ただし、**一般選抜のみに出願する志願者については不要**とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記（1）以外の者
本校に問い合わせること。

8 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定様式）を出願に際して本校校長に提出できる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、**84円の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封**する。
- (3) 提出期間は、**令和6年2月15日（木）から2月16日（金）まで**とする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 県外からの志願者は、前記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

出願書類を受け付けたとき、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書（いずれも所定様式）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

11 出願先変更

令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（所定様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 本校の前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、前記9の（1）を準用する。
- (2) 出願先変更
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、前記11を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

14 選抜方法

- (1) 特色選抜
以下の①～⑤を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。
 - ① 特色選抜志願理由書
本校及び当該学科への志望動機、将来についての考え、高校生活で特に取り組みたい活動、自己PR等について、出願区分を踏まえて本人が具体的に記入する。
 - ② 調査書
「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を3倍することとし、255点満点とする。「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などを総合的に判断し95点満点として、合計350点満点とする。
 - ③ 学力検査
国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科について学力検査を実施する。
各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - ④ 特色面接
個人面接を実施する。本校で学ぶ意欲や適性を見る。面接については点数化し、150点満点とする。
 - ⑤ 特色検査
A型（運動系部活動型）志願者について
実技を実施する。実技については、当該活動に必要な基礎的・基本的な技能や能力及び資質を見る。実技については、点数化し250点満点とする。
B型（未来チャレンジ型）志願者について
作文を実施する。作文については、これまでの経験を踏まえ、高校在学中に積極的に取り組みたい校内外の活動に対する自分の思いや考え、決意等を600字以内で述べる作文とする。作文については、点数化し250点満点とする。
 - ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、1000点とする。
- (2) 一般選抜
以下の①～③を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を選抜する。
なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。
 - ① 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などを総合的に判断し55点満点として、合計250点満点とする。
 - ② 学力検査
上記（1）の③に準ずる。
 - ③ 一般面接
集団面接を実施する。ただし、特色選抜と併願の場合は、特色面接の結果を採用する。
一般面接については、段階評価とする。

15 学力検査及び面接の実施日及び会場等

(1) 実施日

- ① 令和6年3月5日（火） 学力検査
 ② 令和6年3月6日（水） 一般面接・特色面接・特色検査

(2) 日程

① 令和6年3月5日（火）

- 受付 8:00～8:20 受付場所：生徒昇降口
 ○ 学力検査 9:00～15:10

8:00	8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:20
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	
		(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(10分)	

② 令和6年3月6日（水）

- 受付 9:00～9:20 受付場所：生徒昇降口

一般選抜志願者	特色選抜A型志願者	特色選抜B型志願者
面接 9:45～	面接 9:45～ ※面接：一般選抜併願者含む	作文 9:45～10:35
	実技 全ての面接終了後に実施	面接 作文終了後に実施 ※面接：一般選抜併願者含む

なお、日程の詳細は3月5日（火）に連絡する。

(3) 会場

福島県立本宮高等学校

(4) 持参物

① 令和6年3月5日（火）

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

② 令和6年3月6日（水）

受験票、上ばき、筆記用具、（昼食）

また、A型（運動系部活動型）及びB型（未来チャレンジ型）志願者は、別紙2「令和6年度 前期選抜における特色選抜実施要項」を確認すること。

※両日ともに、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

16 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。
 (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
 (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部または一部を欠席した者
 ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部または一部を欠席した者
 ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部または一部の欠席を余儀なくされた者
 なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（所定様式）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
 ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定様式）を交付する。

(4) 日時、日程及び会場については次のとおりとする。

① 日時

令和6年3月11日（月）

② 日程

- 受付 8:00 ~ 8:20 受付場所：生徒昇降口
- 学力検査 9:00 ~ 14:45
- 面接 15:00 ~
- 特色検査 面接終了後

8:00	8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:00	18:00
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接 (一般・特色)	特色検査
		(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)		

※ 面接、特色検査のみの受験の場合、受付時間等は個別に連絡する。

③ 会場

福島県立本宮高等学校

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（所定様式）を令和6年3月7日（木）午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（所定様式）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、前記17の（3）に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

○ 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（所定様式）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（所定様式）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

○ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（所定様式）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

② 上記①以外の者

○ 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（所定様式）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

○ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（所定様式）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。